

令和6年分

農業所得収支計算ノート作成の手引き

芳賀町税務課

1 収入を計算する

(1) 出荷金額を集計する。

米、麦、梨など、種類ごとに出荷量、出荷金額をまとめる。

【記入例】

農産物の種類 品名等	作付面積 (a)	販売分		家事消費分	
		数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
水稻	350	20,400	6,500,000		
梨	70	7,000	2,500,000		

収穫した作物の種類ごとに作付面積、出荷量、出荷金額を集計します。

【ポイント】

農業所得の申告では、年内に収穫した分を全て年内の収入とすることが原則です。
年末に収穫し、出荷が年明けになる場合や、出荷金額が年明けに振り込まれる場合であっても、年内の収入として計算します。

→ただし、棚卸計算する場合は、翌年の収入として計算することができます。

※口座振込の金額で集計すると、諸経費を差引後の金額になっていることがありますので、出荷伝票などで、諸経費差引き前の金額で集計してください。

(2) 家事消費分を集計する。

収穫した農作物のうち、自家消費する分、事業消費分などを集計します。

家事消費分や贈答用、事業消費用として収穫したが出荷しない分については、出荷単価を元に収入計上します。

【記入例】

農産物の種類 品名等	作付面積 (a)	販売分		家事消費分	
		数量(kg)	金額(円)	数量(kg)	金額(円)
水稻	350	20,400	6,500,000	600	200,000
梨	70	7,000	2,500,000	50	18,000
野菜	10				100,000

家事消費分の数量、金額(出荷単価で計算)を集計します。

【ポイント】

家事消費分、事業消費分の計算は、出荷していれば、出荷の単価で収入金額換算します。複数の野菜を食べる分だけ作っていて、出荷していない場合は、参照するための出荷単価がないので、家族の人数に平均的な単価を掛けて収入計上します。

(3) その他の収入を集計する。

農業に関する交付金等を集計します。

農業の雑収入に該当するものの例として、米の清算金、持続化給付金、農作業受託した際の作業賃、営農集団分配金、原油価格高騰及び物価高騰対策支援金、農作物被害の受取共済金などがあります。

【記入例】

その他雑収入の名称	収入金額(円)
令和5年産米清算金	510,000
原油価格及び物価高騰対策支援金	50,000
関東農政局交付金	310,000

農業収入におけるその他の収入を集計します。

【ポイント】

次の収入は、農業の雑収入には該当しないので、注意してください。

- ・農協の出資配当金（配当所得）
- ・農協の総代会の報酬（給与所得）
- ・農業共済組合の役員報酬（給与所得）
- ・農地水の役員報酬（給与所得）
- ・納屋の火災保険の満期返戻金（一時所得）
- ・農業者年金（公的年金等雑所得）
- ・東電柱の本柱・支線の借地料（不動産所得）
- ・農地の売り払い収入（分離譲渡所得）
- ・農機具の売り払い収入（総合譲渡所得）

<収入金額を集計する上での注意点>

- ・原則、年内に収穫した農作物は、すべて収入計上する。
- ・農協出荷の場合、取引明細書の数字では、農業収入や農業の経費に該当しないものが含まれるので注意する。
- ・収入計上するときに、口座振込の金額だと、諸経費を差し引いた後の金額の場合があるので、諸経費差し引き前の金額で収入計上する。
- ・直接支払交付金、新規就農補助事業交付金などは、農業の雑収入として収入計上する。

2 経費を集計する

(1) 経費の種別ごとに年中に支払った経費を集計する。

【ポイント】

農業の用に供した費用を経費として計上します。そのため、居宅の電気代、食費など家事上の費用は、経費対象外です。

①雇人費

→事業専従者以外の常時又は臨時に雇用する人に対する労働賃金など

【記載例】

雇人費(→収支内訳書⑧へ)

氏名	住所	日数	支払金額(円)	備考
〇〇 〇〇	芳賀町大字祖母井 9999	10日	50,000 円	
〇〇 □□	芳賀町大字祖母井 9999	10日	50,000 円	
他 人				
合計			収支内訳書⑧へ 100,000 円	

農作業に対する賃金を支払った人ごとに支払額等を記入します。

※生計を一にする配偶者、その他親族は、事業専従者になるため、ここでは集計しません。

②小作料・賃借料

→農地等の賃借料、ライスセンター利用料など

【記載例】

小作料・賃借料(→収支内訳書⑨へ)

支払先の住所・氏名	小作料、 賃借料の別	面積・数量 (a・kg)	支払額(円)
芳賀町大字稲毛田 9999 △△ △△	小作料	50a	60,000 円
芳賀町大字稲毛田 9988 △△ 〇〇	小作料	70a	84,000 円
合計			収支内訳書⑨へ 144,000 円

小作料などを支払った人ごとに支払金額を集計します。

※小作料を現物で支払った場合は、出荷額を元に金額を計算します。

③減価償却費

→農業用機械、農業用施設、軽トラックなどの償却費

④貸倒金

→売掛金のうち回収不能になった分

⑤利子割引料

→倉庫建設、農業用機械購入のためにローンを組んだ場合の支払利子

※ローンの返済額のうち元利償還金部分は除きます。

⑥租税公課

→農地、納屋の固定資産税、軽トラ、トラクターの軽自動車税など

【記載例】

租税公課(→収支内訳書④へ)

税目		納税額	事業 専用割合	経費計上額	備考
固定資産税	農地	75,000 円	100%	75,000 円	
軽自動車税	軽トラ	4,000 円	80%	3,200 円	
軽自動車税	農業機械	4,800 円	100%	4,800 円	
合計				収支内訳書④へ 83,000 円	

農地、農業用車両、農業用機械に係る租税等の支払済額を集計します。

→固定資産税額納付額のうち、経費対象となるのは農地、農業用施設分などです。

→事業と生活兼用の場合は、事業専用割合で調整します。

⑦種苗費

→種もみ、苗類などの購入費用

⑧素畜費

→子牛、子豚、ひななどの取得費用及び種付け料

⑨肥料費

→肥料の購入費用

⑩飼料費

→飼料の購入費用

⑪農具費

→取得価格が10万円未満の農具の購入費用

【記載例】

農具費(→収支内訳書④へ)

品名	支払額	事業 専用割合	経費計上額	備考
刈払い機	30,000円	100%	30,000円	
動力噴霧器	78,000円	100%	78,000円	
合計			収支内訳書④へ 108,000円	

単価が10万円未満の農具の購入費用を集計します。

→単価が10万円以上のものは、原則、減価償却費として複数年にわたり経費計上します。

⑫農薬衛生費

→農薬の購入費用、共同防除費用

⑬諸材料費

→ビニール、なわ、針金などの諸材料の購入費用

⑭修繕費

→農機具、農業用自動車、納屋などの修理に要した費用

【記載例】

修繕費(→収支内訳書⑤へ)

品名	支払額	事業 専用割合	経費計上額	備考
軽トラ車検代	80,000円	80%	64,000円	
トラクター修理代	120,000円	100%	120,000円	
合計			収支内訳書⑤へ 184,000円	

トラクター・コンバインの修理代、軽トラの車検代、納屋の修理代などを集計します。

→原則60万円以上の修理代は、減価償却費として複数年にわたり経費計上します。

⑮動力光熱費

→電気料、水道料、軽油代、ガソリン代などの燃料費

【記載例】

動力光熱費(→収支内訳書⑧へ)

品名	支払額	事業 専用割合	経費計上額	備考
ガソリン代	96,000円	80%	76,800円	
軽油代	56,000円	100%	56,000円	
灯油代	121,000円	10%	12,100円	
電気代(100V)	180,000円	10%	18,000円	
電力代(200V)	40,000円	100%	40,000円	
合計			収支内訳書⑧へ 202,900円	

軽トラのガソリン代、トラクター・コンバインの軽油代、納屋の電気代などを集計します。
→家事用の経費と区別できない支払金額については、事業専用割合により、調整します。

⑯作業用衣料費

→作業着、手袋などの購入費用

⑰農業共済掛金

→農作物、農業用施設等に係る共済掛金

【記載例】

農業共済掛金(→収支内訳書⑨へ)

品名	支払額	事業 専用割合	経費計上額	備考
水稻共済掛金	30,000円	100%	30,000円	
軽トラ任意保険	60,000円	80%	48,000円	
合計			収支内訳書⑨へ 78,000円	

農作物の共済掛金、農業用財産の損害保険などを集計します。
→家事用の経費と区別できない支払金額については、事業専用割合により、調整します。

⑱荷造運賃手数料

→出荷機関に支払う出荷手数料

【記載例】

荷造運賃手数料(→収支内訳書㉞へ)

品名	支払額	事業 専用割合	経費計上額	備考
梨選果場出荷手数料	320,000円	100%	320,000円	
道の駅出荷手数料	25,000円	100%	25,000円	
合計			収支内訳書㉞へ 345,000円	

農作物を出荷する際に支払っている手数料を集計します。

→収入金額を計上する際、口座振込額で計算すると、手数料差引後の金額が振り込まれている場合があります。その場合は、経費の二重計上になるので注意してください。

⑲土地改良費

→土地改良賦課金

⑳雑費

→他の経費に区分できない費用

※雑費で計上されているものでよくみられるものは、次のとおりです。

経費になるもの	経費にならないもの
雇人に対する賄い費	自己及び事業専従者に対する賄い費
作物の部会の部会費	冠婚葬祭費
農業用ハウスのビニール処分料	国民健康保険税
販売用 Web ページの維持経費	国民年金保険
道の駅直売所の年会費	家庭用ごみの処分料
	税の延滞金、督促手数料

減価償却費の計算

【書き方その1】

減価償却資産の名称等	面積 または 数量	取得 年月	取得価格	償却の基礎 になる金額
トラクター(新品)	1 台	R2 年 4 月	5,600,000 円	5,600,000 円
軽トラック(新品)	1台	R3 年 7 月	1,050,000 円	1,050,000 円
ビニールハウス(新品)	1 棟	R4 年 2 月	600,000 円	600,000 円

まず、単価が10万円以上の農業用車両や農業用機械について、種類ごとに、取得した年月、取得価格を記載します。

また、前年以前に取得した資産についても記入します。

【ポイント】

- ・取得した償却資産について、中古での取得か新品での取得かを区分しておきます。
→耐用年数が、新品と中古で異なりますので、計算しやすいように区分します。
- ・取得価格は税込み価格で記入します。
- ・償却資産を取得する際、補助金等の交付を受けている場合は、実際の取得価格から補助金の金額を差し引きした金額を取得価格として記入します。
- ・平成19年3月31日以前に取得した償却資産は、旧定額法で計算します。その場合、償却の基礎になる金額は、取得価格×0.9で計算します。(旧定額法で償却した資産のうち残存価格が取得金額の5%のものを除く)
- ・修繕費で60万円以上支出したものについては、原則「資本的支出」となり、減価償却の対象になります。
- ・10万円以上20万円未満の償却資産については、「一括償却」の償却方法を選択することができます。
→「一括償却」とは、償却期間3年間で取得金額の3分の1の金額を償却費として計算する償却方法です。(月割り計算は行わず、各年3分の1の金額で償却費を計算し、未償却残高が0円になるまで計算します。)
→例：18万円の資産を取得した場合、3年間6万円ずつ償却費として計算します。

【書き方その2】

償却方法	耐用年数	償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費
定額法	7年	0.143	$\frac{1}{12}$ 月	800,800 円
定額法	4年	0.250	$\frac{1}{12}$ 月	262,500 円
定額法	10年	0.100	$\frac{1}{12}$ 月	55,000 円

次に、償却方法、耐用年数、償却率、本年中の償却月数、本年分の普通償却費を記入します。
減価償却の対象となっている資産の耐用年数及び償却率で当てはまるものを選択します。

【ポイント】

芳賀町で減価償却資産として申告されている、主な資産の耐用年数と償却率は次のとおりです。

<主な償却資産の耐用年数と償却率>

資産名	耐用年数	償却率
トラクター	7 年	0.143
コンバイン	7 年	0.143
田植え機	7 年	0.143
スピードスプレヤー	7 年	0.143
軽トラック	4 年	0.250
普通トラック	5 年	0.200
乾燥機	7 年	0.143
保冷库	7 年	0.143
もみすり機	7 年	0.143
フォークリフト	4 年	0.250
納屋（木造）	15 年	0.067
ビニールハウス（パイプハウス）	10 年	0.100
梨棚	14 年	0.072
畦畔ブロック	17 年	0.059

※ここに例示したものは、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した場合の償却率です。

【書き方その3】

特別 償却費	本年分の 償却費	事業 専用 割合	本年分の 経費算入額	未償却 残高	備考
—	800,800 円	100%	800,800 円	3,397,800 円	
—	262,500 円	80%	210,000 円	656,250 円	
—	55,000 円	100%	55,000 円	545,000 円	

本年分の償却費、事業専用割合、経費算入額、未償却残高を計算します。
特別償却費は、未償却残高がある償却資産を廃棄等した場合に、計上します。

【ポイント】

- ・未償却残高が1円になるまで、償却費計算できます。
- ・軽トラックなど、農業以外にも使用するものは、事業専用割合で調整します。
→特定の割合はありませんので、使用頻度等を元に割合を算出します。
- ・1円未満の端数については、基本切り上げ計算します。
- ・未償却残高が1円(備忘価格)の資産も記入しておきます。